

寄せられた意見とそれに対する市の考え方

平成29年2月20日から3月21日までの30日間、市民の皆さんから「第2期守谷市地域福祉計画（案）」に対する意見を募集しました。

この期間、市民の皆さんから寄せられたご意見及びご意見に対する当市の考え方は次のとおりです。

◎P1 「地域福祉計画とは」について（その1）

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>説明文の中で、法的根拠としている社会福祉法第107条は、現在開会中の第193回国会に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が上程されており、内容が変わる予定です。第107条も改訂対象であり、今回の内容では対応できません。根拠法とする法律内容が変わることが分かっているにもかかわらず、今この時期その内容が適応していない第2期計画を策定することは、いずれ期間中に計画の改定が必要になります。となると、今回の第2期計画策定は無駄になります。今、必要なのは無理やり当初のスケジュールに合わせた仕事をするのではなく、現在の計画を適当な期間延長し、その間に根拠法の改定に合わせて（方向性は明確ですので）第2期計画を策定することだと思います。社会福祉法第107条の関係では、P4にある他の福祉関連等の計画及び指針との位置関係が変わるものであり、平成30年度に改訂予定のこれらの計画との内容にも大きく影響を与えるものと思われます。</p>	1	<p>◇原案どおりとします</p> <p>「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」については、市においても厚生労働省からの事務連絡通知（平成29年2月10日付）で情報提供があったところです。その中で、社会福祉法改定に伴い、地域福祉計画の位置づけが福祉分野の横断的な計画から福祉分野の上位計画として位置づけられる法改正が示されています。しかしながら、国の通知においては、法改正後の地域福祉計画の位置づけや策定手法等の具体的な明記はありません。</p> <p>今後、平成31年度を目途にその具体的な取組の方向性を示すものとされています。市としては、計画書の「第1章2 計画期間」に「ただし、第2期計画の策定後に制度や事業が変わり、記述に修正が必要になった場合、また、国の動向や社会情勢などにより大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。」と記載しています。従って、地域福祉計画の福祉分野の上位計画としての役割、総合計画や福祉分野の各計画との連携など、策定に関わる方策などが具体的に示されてから、計画期間の途中での改定が必要なのか次期計画への反映でよいのか等の方策も含め検討します。</p>

◎P 1 「地域福祉計画とは」について（その2）

<p>「市民・地域・福祉団体・福祉施設関係者などが、それぞれの役割の中で、お互いを合わせる関係を作ります。」との記載がありますが、ここに行政が出てこないのはおかしくありませんか。これまで「市民協働のまちづくり」では行政が市民や事業者とともにあった筈です。</p> <p>P2の「計画策定の趣旨」の文章中に同じような記載がありますが、第1期計画文では、P6の「市民、事業者、行政がともに手を組んで進めていく体制を整備することが重要です。」とあります。この点は、後段の文章における提案内容とも関わるので行政の立ち位置を明確にした方が良くと思います。</p>	<p>1</p>	<p>◇計画案に反映します</p> <p>「市民・地域・福祉団体・福祉施設関係者」の後に「行政」を追加します。</p> <p>地域福祉計画を推進するためには今後も「市民協働のまちづくり」は重要であると考えます。計画案では、「第4章 4 地域福祉を推進するための関係者の役割」において、「市の役割」を記載しています。</p> <p>(修正前)「市民・地域・福祉団体・福祉施設関係者などが」</p> <p>(修正後)「市民・地域・福祉団体・福祉施設関係者・<u>行政</u>などが」</p>
--	----------	---

◎P 2 計画策定の趣旨について（その1）

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>前計画書のP10には「行政計画である地域福祉計画と市民計画である地域福祉活動計画は車の両輪ともいえる計画です。二つの計画は、一つの目標に支え合って向かう関係にあります。お互いに自立性をもって運営されるものです。」とあります。今回の計画書（案）では、両計画の関係に関しては明確な記載はありませんが、前計画の元にあったこの5年間の両計画の関係の総括と、地域福祉活動計画の到達点との課題の記載もありません。「自立性をもって運営」されているので、そちらの計画の状況も把握することなしに、本計画の立案はあり得ないのではないのでしょうか。</p> <p>地域福祉活動計画の到達点と課題に関しての検討が必要です。</p>	<p>1</p>	<p>◇原案どおりとします</p> <p>第2期計画には、第1期計画で記載した「地域福祉計画と地域福祉活動計画が車の両輪である」との記載はありませんが、4ページの「第1章 3 計画の位置付け 図表2」で「緊密に連携する」としており、車の両輪の考え方は継承しています。</p> <p>地域福祉活動の取組と課題については、「第3章 2 主な取組成果と課題（5）地域づくりの推進」で記載しています。また、「第5章 第2期地域福祉計画基本方針1 基本施策2 地域福祉活動の支援」で地域福祉活動への連携・支援について記載しています。</p> <p>第2期地域福祉計画と第2期地域福祉活動計画の整合については、社会福祉協議会と連携を図り、6地区の活動計画を把握しながら計画を策定しています。</p>

◎P 2 計画策定の趣旨について（その2）

<p>「今日の複雑多様化する市民の福祉ニーズに対して、行政施策のみでは十分な対応ができなくなっており、誰もが安心して・・・(中略)重要となっています。」とありますが、ここの記載で行政施策のみでは十分な対応が出来なくなっているのは「従来の問題別の施策及びそれに対応した行政担当課では対応ができなくなっており」というのが本当ではないでしょうか。</p> <p>そこで市民に対しては、従来に一方的に行政サービスを受け取る対象者となるのではなく、自分たちも主体的に参加し、時にサービス提供を行うことで・・・という所で「自助」「互助」「共助」が出てくるのだと思いますし、一方で行政の方も、従来の業務のやり方、在り方を再考する、つまり本来の意味での「リストラ」をすることが求められています。自分たちは従来通りで、市民だけ「変われ」というのはあまり都合主義であり、市民の納得を得られるとは思いません。</p>	1	<p>◇原案どおりとします</p> <p>市においても、業務の見直しを行うために、民間人の方を構成員とする「守谷市行政改革推進委員会」による外部評価や職員による事務事業評価を行い、業務の効率化を図っているところですが、さら、行政運営の効率化に取り組んでいきます。</p> <p>また、人的配置も少子高齢化による福祉業務の増加に対応するため、専門職の採用を進めています。さらに、従来から協働によるまちづくりを推進するとともに地域課題を共有するため地域担当職員制度を導入しています。</p> <p>地域福祉計画は、行政施策における福祉サービスの狭間を埋めるための計画となります。今後も地域、市民等に「自助」「互助」「共助」の御協力をお願いするとともに連携を図りながら、福祉の推進に取り組んでいきます。</p>
---	---	--

◎P 1 1 要支援・要介護認定者の状況について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>両者とも絶対数のみの評価を記載しておりますが、そもそもP9にある通り高齢者人口そのものが増加していることの考慮が必要だと思います。例えば、平成22年度と平成27年度を比較すると、高齢者人口に占める要支援・要介護認定者数の割合は、11.4%及び12.4%ですが、今後国が問題にする、要介護3以上の割合でみると、5.37%及び4.62%となり減っております。この事も考慮しての分析でないと、ここの記載はあまり意味の無い記載だと思います。</p> <p>要介護2に至らない方々は、絶対数は増えますが、ここは日常生活支援事業な</p>	1	<p>◇原案どおりとします</p> <p>守谷市においても、年々高齢化が進んでいます。そのことから、「第2章 2 本市を取り巻く現状」の各図表は、守谷市の人口動態等の推移を示したものです。特に、高齢者の推移、ひとり暮らしの高齢者の推移、要支援・要介護認定者の状況等の人数の増加の状況（地区別人口構成ごとの人数及び高齢化率を含む。）を理解していただくことで、地域での見守り・支え合いや助け合い活動に参加していただけるよう示したものです。</p>

<p>どの出番となり、後段の方針の所とも関係する部分ですから、ここの分析・記載はきちんとしておいた方が良いと思います。これとの関係では、P16の「高齢化率地区別状況」のグラフも、単に高齢化率を表記するのではなく、要介護率とか要介護2に至らない方々の率などを表記した方が、各地域で今後5～10年間の間で何が必要なのかがより分かりやすくなると思います。</p>		
--	--	--

◎P21 施策体系の見直しについて

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>文中に記載されている分析内容はそのとおりだと思います。問題はその先で「福祉施策全体をカバーするといった取組が必要です。」という部分と「行政内部の各分野別施策間や関連施策間の十分な調整を図る必要があります。」もその通りです。前者においては、国は今回の国会に上程している法律案の中で社会福祉法の改定を行い、守谷市における福祉施策をきちんと確立すること（地域福祉計画を各分野別施策の上位計画とする）を求めているのだと思います。また、後者においては、同じ保健福祉部内の施策ですら十分に出来ていないのが現状でもあり、これまでも取り組もうとして実際には成果の上げられていない事だと思います。</p> <p>第2期の地域福祉計画（案）はこのまま上程するのは止め、計画の位置づけ、行政内の問題解決の仕方など十分に検討した上で作り直すべきです。</p>	<p>1</p>	<p>◇原案どおりとします</p> <p>国の法律案による社会福祉法の改正に伴う地域福祉計画における対応については、地域福祉計画の福祉分野の上位計画としての役割、総合計画や福祉分野の各計画との連携など、策定に関わる方策などが具体的に示されてから、計画期間の途中での改定が必要なのか次期計画への反映でよいのか等の方策も含め検討します。</p> <p>「福祉施策全体をカバーするといった取組が必要です。」については、地域福祉計画が行政施策における福祉サービスの狭間を埋める計画であることから、「第2期守谷市地域福祉計画」により推進したいと考えています。また、「行政内部の各分野別施策間や関連施策間の十分な調整を図る必要があります。」については、前段に「第2期計画の策定に当たっては」という記載があり、第2期計画の策定に当たっては、保健福祉部長を委員長として、地域福祉計画に関係する部署13課・1室及び社会福祉協議会事務局長の15名で構成する「守谷市地域福祉計画検討委員会」で協議しながら策定しています。</p>

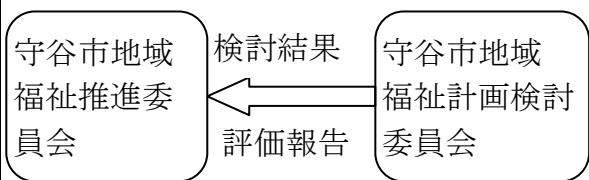
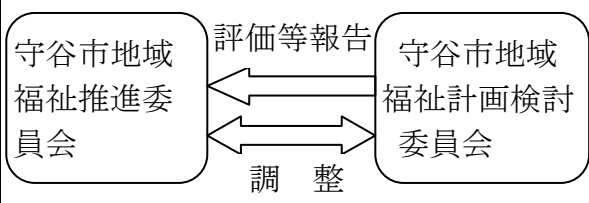
◎P 6 5 地域包括ケアシステム構築への取組について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>地域包括ケアシステムは、法律上は「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に登場し、定義される概念ですが、これは決して高齢者のみ限定されるものではありませんので、介護保険の中でのみ考えるのは間違いです。また同法第5条で「市町村計画」立案を求めている。これは従来市町村では関われ無かった医療の分野も市民生活を守るために市町村で責任を持つことを求めているものであり「事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。」とあるのは、各市町村での力量に差がある為で、何れはそれぞれの基礎的自治体が取り組むべき課題として求めているものだと思います。守谷市として取りかかりは取手市医師会に委託するとしても、この先どうするのかの方針を持つ必要があると思います。そもそも国が提示しているのも、行政内で従来介護保険分野を担当する課があっても、医療を受け持つ課はないので、両者を取り扱う部署の設置を求めています。守谷市では未だに保健分野の保健センターと介護福祉課しかなく、今後どうするのかが見えません。守谷市の最上位計画である「第二次守谷市総合計画（後期基本計画）の「2. 健康福祉」の項を読んでも、今後守谷市民としてこの地で生活して行く上での姿が見えません。まずは、全体像を描くことにより始める必要があると思います。（その為の社会福祉法の改正による、地域福祉計画の位置づけの変更だと思います。）</p>	<p>1</p>	<p>◇原案どおりとします</p> <p>地域福祉計画における地域包括ケアシステムは、第2期計画における取組の方向性として、見守り活動や生活支援など市民の皆様に取り組んでいただきたいことを地域包括ケアシステムの一部として示し、計画案の第6章では地域包括ケアシステムの全体概要を示しているところです。医療や介護等の専門的な取組や連携については、平成29年度を改定年度とする「第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」において、検討が行われる内容になります。</p> <p>また、社会福祉法の改正による対応については、地域福祉計画の福祉分野の上位計画としての役割、総合計画や福祉分野の各計画との連携など、策定に関わる方策などが具体的に示されてから、計画期間の途中での改定が必要なのか次期計画への反映でよいのか等の方策も含め検討します。</p>

◎P 6 6 ○生活支援について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>高齢になると「ごみの分別、ごみ出し等に支障が生じるものと見込まれます。」は、その通りだと思います。ただ、それを全て「支援を行うボランティア団体、NPO法人、民間企業等の多様な主体による生活支援サービスの提供」で解決しようと決めつけるのではなく、西東京市が行っているように「戸別収集」方式も検討する必要があると思います。そして、そのような情報を住民に十分に提供した上で、各地域どのような方法を選択するかは行政・住民・事業者との話し合いの元に決めていくのが良いと思います。(このようなプロセスをとることで、地域福祉活動計画との接点を見いだせると思います。)</p>	<p>1</p>	<p>◇原案どおりとします 今後の参考にさせていただきます。</p>

◎P 6 7 計画の進行管理について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>「守谷市地域福祉推進委員会」の構成・任務は「守谷市地域福祉推進委員会設置要綱」に基づき、「守谷市地域福祉計画検討委員会」の構成・任務は「守谷市地域福祉計画検討委員会設置要綱」によるものと考えられますが、P 68 の構図であれば、後者は市内での検討結果・評価報告を一方向的に伝えるのみの役割であり、行政と市民とが協議すると言う構図にはならないと思います。地域福祉推進委員会の役割に関して、本計画文章中にきちんと記載すること、特に地域福祉活動計画との関係、地域福祉計画検討委員会との関係、役割分担を明文化しないと、第 1 期計画時の際の混乱が再度繰り返されることとなります。</p>	<p>1</p>	<p>◇計画案に反映します</p> <p>守谷市地域福祉計画検討委員会で地域福祉計画の進捗状況を評価した結果を守谷市地域福祉推進委員会に報告する一方向の図になっています。推進委員会による地域福祉計画の進捗状況の評価について、調整事項がある場合は検討委員会で調整できるように双方性を確保します。地域推進委員会の役割については、「第 7 章 計画の推進と進行管理」に記載するとともに、「資料編 5 守谷市地域福祉推進委員会設置要綱」を添付しています。</p> <p>なお、「守谷市地域福祉推進委員会設置要綱」において、地域福祉活動計画に関する役割については明文化します。</p> <p>(修正前)</p>  <pre> graph LR A[守谷市地域福祉推進委員会] B[守谷市地域福祉計画検討委員会] B -- 検討結果 --> A B -- 評価報告 --> A </pre> <p>(修正後)</p>  <pre> graph LR A[守谷市地域福祉推進委員会] B[守谷市地域福祉計画検討委員会] B -- 評価等報告 --> A A -- 調整 --> B </pre>